

学校いじめ防止基本方針

福生市立福生第七小学校

令和6年 4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。学校は、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるように、計画的・組織的にいじめ問題に取り組むことが重要である。「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」、及び「福生市いじめ防止対策基本方針」に基づき、児童の尊厳を保持するために、学校におけるいじめ根絶を目指し、学校、家庭、地域、その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、及び重大事態への対処のための基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条平成25年9月）

2 学校いじめ対策委員会

学校におけるいじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、及び重大事態への対処）に関する措置を実行的に行うための組織である「学校いじめ対策委員会」を以下の通り設置する。

<学校いじめ対策委員会>校長（委員長）、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC

※いじめが認知された場合には、常設の委員とともに個々の案件に応じた担当教員等を加えて対応する。

3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識のもと、日常的に未然防止に取り組むことを基本とする。早期発見・早期対応を基本として、いじめを把握した場合には、保護者、地域及び関係機関と連携しながら、速やかに解決に取り組む。

（1）いじめを許さない学校・学級づくり

人を思いやり大切に作る温かい心の育成に努め、誰もが安心して生活、学習に取り組める居場所づくり、絆づくりを行う。一人一人の児童のよさが発揮され、全ての児童が大切にされる風土を培う。また、いじめを許さない学校・学級づくりを進め、明るく楽しく生活できる学校環境を整える。

（2）いじめ問題の未然防止、早期発見・早期解決等の徹底

いじめ問題に適切に対応できるように、年3回の研修を実施し教員一人一人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応にならないよう、学校全体で児童の小さな変化を見逃さないように、全ての学級から児童の様子や気になる点を報告し合うため、毎週1回の生活指導夕会で情報の共有をし、学校いじめ対策委員会を中心とした学校全体による組織的な取組で解決を図る。

（3）保護者、地域、関係機関等と連携した取組の推進

いじめの未然防止のため、児童間のトラブルは双方の保護者と共有し、協働して児童への適切な指導と支援を行う。またいじめの発見に至った場合には保護者に加え、地域、関係機関とも連携し、双方の支援とケアにあたり、問題の解決に取り組む。

学校は、福生市教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

(1) 未然防止

- 福生市内の小中学校で行う「いじめ防止サミット」を核として多くの人の考えに触れ協議し、いじめに対する認識と「いじめは絶対に許さない」という意識を高める。
- 学校全体で取り組み、児童が主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。（児童会・代表委員会の取組、児童朝会、生活指導など）
- 道徳教育や人権教育を推進し、「いじめに関する授業」、「SOSの出し方に関する教育」等、いじめや生命尊重について学び、いじめを許さない態度・能力を育成する。（道徳の授業、学級活動など）
- 全ての教職員を対象にした「いじめに関する研修」を実施し、教職員の対応力や人権感覚向上を図る。
- 家庭や地域との緊密な連携・協力を図り、児童及び保護者を対象とした「いじめ防止のための啓発活動」を推進する。（SNS等ネットモラルについての外部講師による授業、学校だよりなど）
- 年3回のいじめ防止のための授業を行い、児童・保護者の「いじめを許さない」という意識を高める。

(2) 早期発見

- 定期的なアンケート調査（6月、11月、2月のふれあい月間）、教育相談（毎週水曜日のスクールカウンセラーによる相談）の実施等によるいじめの早期発見、実態把握に努める。
- 教職員全体によるいじめに関する情報の共有（生活指導夕会、生活指導全体会）を定期的に行い、学級の様子や気になる児童の対応について共通理解を図る。また、情報共有シートを活用する。
- 保健室、相談室等の利用、及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を図る。
- 児童の小さな変化や人間関係に気を配り、積極的に声をかけ、児童の声を聴く。

(3) 早期対応

- いじめを発見した場合は、いじめられた児童の話の聴き、できごとと本人の思いを把握する。特定の教職員が一人で抱え込まず、学年や生活指導主任、管理職へ速やかに報告・連絡・相談し、学校いじめ対策委員会を中心として学校全体で組織的に対応する。
- 担任を中心とし、学年団等、複数の教職員による教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめた児童への指導や、傍観者への指導も徹底し、いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- いじめられた児童、及びいじめを知らせてきた児童の安全確保と、落ち着いて教育を受けられる環境確保に努める。
- いじめた児童の背景についても重視し、毅然とした態度での指導とともに、保護者と連携していじめを繰り返すことなく他者と温かい関係が作れるように支援・指導をする。
- 保護者への報告・支援とともに、必要に応じて保護者会を開催するなど、保護者との適切な情報共有を図る。
- 教育委員会や関係機関、弁護士等との相談・連携を図り、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察・少年センター等とも相談する。

(4) 重大事態への対処

いじめの重大事態の定義は、いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより該当学校に所属する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。の二点とされている。

国の基本方針では、生命心身財産重大事態の「重大な被害」はいじめを受ける児童の状況に着目して判断することとされている。重大事態があった場合には以下の対応を行う。

- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして、報告・調査等にあたる。教育委員会や関係機関、専門家等との相談・連携を図るとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察・少年センターとの連携を図る。
- いじめられた児童の安全確保と、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。